平成２４年（フ）第２１３号
兵庫県川西市新田３丁目９番３号、前住所静岡県富士宮市中島町361番地の20　２ＦＤ
債務者　堀之内絹代
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３５０号
兵庫県加古郡播磨町野添1651番地の６　土山イムプルーブ107号
債務者　角尾　香織
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第８６号
鳥取県米子市皆生３丁目16番13号サンセール山中102号
債務者　大江　美幸
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第５６９号
広島県安芸郡府中町八幡４丁目２番28―302号　三宅ビル
債務者　中井　純史
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５７２号
広島市西区井口鈴が台３丁目２番７―405号
債務者　岡村真由美
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６２５号
広島県三原市大和町和木3180番地19、申立時の住所広島市南区東雲２丁目４番27―３号
債務者　大池　一誠（旧姓蓮池）
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７２９号
広島市西区大宮２丁目10番21―701号
債務者　中村　和則
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７３０号
広島市西区大宮２丁目10番21―701号
債務者　中村　智美
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８８号
徳島市南昭和町４丁目44番地の16　カ・メゾン南昭和１ＦＢ号室、旧住所徳島市末広４丁目４番27号
債務者　佐渡山和宏
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９１号
徳島県徳島市昭和町８丁目51番地の１　県営８丁目団地362号室
債務者　米澤　義人
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５０号
福岡県直方市大字下新入643番地の１、住民票上の住所福岡県遠賀郡遠賀町大字広渡1679番地の１
債務者　岩崎　優太
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第６４号
福岡県直方市大字感田1984番地15
債務者　伊狩　裕司
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第７０号
福岡県直方市大字頓野2381番地１古田ガーデンコーポ201号
債務者　久冨　勝弘
1　決定年月日時　平成24年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第２３４号
宮崎市大字芳士933番地　県営住宅１棟403号
債務者　染矢　　恵
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２９４号
鹿児島県鹿児島市慈眼寺町21番８号
債務者　里村　喜也
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３０７号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目37番８号　フォーブル中嶋202号
債務者　島﨑　顕慈
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３２０号
鹿児島市紫原１丁目38番17号　イエローハウス１Ｆ、住民票上の住所鹿児島市紫原１丁目５番55―41号
債務者　内田　文隆
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係